

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ペー ジ
◎高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例	7
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会からの選 任された監査委員の報酬の特例に関する条例	9
◎高知県債権管理条例	9
◎高知県国民健康保険運営協議会条例	11
◎高知県子ども食堂支援基金条例	11
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	12
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する 条例	12
◎高知県部設置条例等の一部を改正する条例	12
◎職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条 例	13
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正す る条例	16
◎高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例	17
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正す る条例	17
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所 支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例	18
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福 祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	18
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	19
◎高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正す る条例	22
◎高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	22
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	23
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	24
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正 する条例	28
◎高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の 防止に関する条例の一部を改正する条例	28

◎高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例 28

公布された条例のあらまし

◆高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 県産木材の供給及び利用の促進に関する基本理念を定めること。（第3条）
- (2) 県産木材の供給及び利用の促進に関し、県の責務及び市町村との連携等並びに県民等その他の関係者の役割を定めること。（第4条から第10条まで）
- (3) 知事は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画を策定するものとする（第11条）
- (4) 県は、県産木材の供給の促進を図るため、森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること等について必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第12条）
- (5) 県産木材の利用の促進について定めること。（第13条から第16条まで）
- ア 県は、県産木材の利用の促進を図るため、建築物等及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関すること等について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- イ 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、原則として木造とするものとし、率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。
- ウ 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、10月を県産木材利用推進月間とすること。
- エ 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の表彰を行うよう努めるものとする。
- (6) 県産木材の好循環について定めること。（第17条から第20条まで）
- ア 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材の好循環を創出し、森林所有者その他県産木材に関わる者の持続可能な事業経営を図るよう努めるものとする。
- イ 県は、県産木材及び県産木材を利用した製品の安定的な供給並びに建築物における県産木材の利用の推進に資するため、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者に対する県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。
- ウ 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産木材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。
- エ 県は、県民等が県産木材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。
- オ 県は、木育の推進に努めるものとする。
- カ 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、各産業の効果的な連携体制等の整備に努めるものとする。
- (7) 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政

上の措置を講ずるよう努めるものとする。（第21条）

- (8) 知事は、毎年、県産木材の供給及び利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。（第22条）

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成29年度の1年間、時間的に減額することとした。

2 主要な内容

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

- (2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成28年高知県条例第4号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県債権管理条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

健全な行財政の運営に資するため、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図ることとした。

2 主要な内容

- (1) 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例、規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わな

なければならないこと。（第4条第1項）

- (2) 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、県の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。こと。（第4条第2項）
- (3) 知事等は、県の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないこと。（第5条）
- (4) 知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこと。（第6条）
- (5) 知事等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、これを行わなければならないこと。（第7条）
- (6) 知事等は、非強制徴収債権について、(4)の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならないこと。ただし、(11)の徴収停止の措置をとる場合又は(12)若しくは(13)に基づき履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでないこと。（第8条第1項）
- ア 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- イ 債務名義のある非強制徴収債権（ウの措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- ウ ア及びイに該当しない非強制徴収債権（アに該当する非強制徴収債権でアの措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。
- (7) 知事等は、(6)ウの訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする。こと。（第8条第2項）
- (8) 知事等は、県の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないこと。ただし、(12)アからオまでのいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでないこと。（第9条）
- (9) 知事等は、県の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならないこと。（第10条第1項）
- (10) (9)のほか、知事等は、県の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならないこと。（第10条第2項）
- (11) 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができること。（第11条）
- ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制

執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

- ウ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
- (12) 知事等は、非強制徴収債権について、次のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができること。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないこと。（第12条第1項）
- ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- イ 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- ウ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- エ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- オ 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、アからウまでのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- (13) 知事等は、履行期限後においても、(12)に基づき履行期限を延長する特約又は処分をすることができること。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。こと。（第12条第2項）
- (14) 知事等は、(12)又は(13)に基づき債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができること。（第13条第1項）
- (15) 知事等は、非強制徴収債権について、次のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができること。（第14条第1項）
- ア (11)の徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお(11)アからウまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに(11)アからウまでのいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。
- イ 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。
- ウ 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受

ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(16) 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用していないものに限る。）について、次のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができること。（第14条第2項）

ア 強制執行の対象となる財産がないとき。

イ 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ 債務者の所在が不明であるとき。

(17) 知事は、(15)又は(16)に基づき非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないこと。（第15条）

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険運営協議会条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の平成30年4月1日の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正を考慮し、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第9条に基づく準備行為として、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、高知県国民健康保険運営協議会を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 協議会は、次のアからエまでに掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該アからエまでに定める数とすること。（第2条第1項）

ア 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

イ 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人

ウ 公益を代表する委員 3人

エ 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

(2) 協議会の委員は、知事が委嘱すること。（第2条第2項）

(3) 協議会の委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとすること。（第3条）

(4) 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すること。（第4条）

(5) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長になることとし、会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができないこと並びに会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによること。（第5条）

(6) その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めること。（第6条）

(7) この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第3項）

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県子ども食堂支援基金条例（高知県条例第5号）

1 条例制定の目的

子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所となり、親や子どもたちが地域とつながる場としての機能を有する子ども食堂の活動を県内全域に広めるとともに、運営の継続を支援していくため、高知県子ども食堂支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成29年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円

教育長	780,000円	(5%)	741,000円
-----	----------	------	----------

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県設置条例等の一部を改正する条例(高知県条例第8号)

1 条例改正の目的

社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の設置及び分掌事務の一部を変更する等の組織改編を行うことに伴い、関係条例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第9号)

1 条例改正の目的

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正を考慮し、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、養育里親である職員に委託されている児童を含むものとするほか、介護休暇の期間を要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要があると認められる期間とするとともに、新たに介護時間の制度を設ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例(高知県条例第10号)

1 条例改正の目的

県として必要な医師の確保を促進するため、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の有効期限を10年間延長するとともに、貸付金の借受者が医師免許取得後に育児休業を取得した期間について利息を付さないこととするほか、医師養成奨学貸付金の特定科目加算貸付金の規定を整備する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例(高知県条例第11号)

1 条例改正の目的

がん対策基本法(平成18年法律第98号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第12号)

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務を協議の調った市町村及び広域連合が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)

1 条例改正の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の一部改正を考慮し、指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に関する基準を見直すとともに、指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者に対してサービスの質の評価及び改善を行う際に当該サービスを利用する障害児の保護者による評価を受けること並びに当該評価及び改善の内容の公表を義務付ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第5号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)の一部改正を考慮し、指定就労継続支援A型事業者及び就労継続支援A型事業者について、利用者の賃金及び工賃に関する新たな基準を追加するとともに、運営規程に定めるべき事項を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第15号)

1 条例改正の目的

高知県立坂本龍馬記念館の新館増築及び既存館改修事業に伴い、施設の機能が拡充されるため、設置目的を追加するとともに、利用料金を改定し、新たに整備するホールの使用料を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第16号)

1 条例改正の目的

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の一部改正により、特定非営利活動法人の認証の申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項について現行の公告に加えてインターネットの利用による公表が可能とされることを考慮し、特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証の申請の公表を高知県のホームページにより公表するものとするとともに、特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間及び特定非営利活動法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を延長し、認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出等を不要とし、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定

特定非営利活動法人に改めることとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- (1) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証の申請の公表を高知県のホームページにより公表するものとする。 (第3条)
- (2) 特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長すること。 (第11条及び第26条第2項)
- (3) 特定非営利活動法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長すること。 (第13条及び第28条)
- (4) 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出等を不要とすること。 (第26条第4項並びに第27条第2項及び第3項)
- (5) 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めること。 (第29条、第30条及び第31条第3項)

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

高知県立林業学校の名称を高知県立林業大学校に改め、併せて林業大学校の研修部門として専攻課程を置くこととした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

新たに春野総合運動公園の体育館に設置する冷暖房設備の利用に係る料金を定めるほか、土佐西南大規模公園の運動広場の利用に係る料金を改める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、春野総合運動公園に係る改正規定については平成29年5月1日から、土佐西南大規模公園に係る改正規定については同年7月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請において、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該認定等に係る基準と同等以上の性能を有することを確かめることができる簡略な計算方法としてモデル建物法を追加する国の技術的助言を考慮し、モデル建物法による場合に係る手数料として新たな区分を設けるとともに、当該認定等の申請において住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく設計住宅性能評価書を活用することとし、併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行により、特定建築行為をしようとするときはその工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることとなること等に伴う当該判定に係る手数料を新たに徴収することとするともに、同法に基づく基準適合認定建築物認定の申請において同法に基づく適合判定通知書

等を活用することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

高知県宅地建物取引業審議会を廃止することに伴い、高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例をここに公布する。
 平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画（第11条）
- 第3章 県産木材に関する施策
 - 第1節 県産木材の供給の促進（第12条）
 - 第2節 県産木材の利用の促進（第13条－第16条）
 - 第3節 県産木材の好循環（第17条－第20条）
- 第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

本県は、森林面積が県土の約84パーセントを占めるとともに、温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的に杉や檜の造林に取り組んできたことから、全国有数の森林県となっている。

これまで、我々県民は、この豊かな森林から、県土の保全や水源の涵養など、多くの恩恵を受けてきた。また、森林から産出される木材を用いた建築物や工芸品には時を経るごとに美しさを増す文化的な価値があり、それらに囲まれ生活することにより、心温かな県民性が育まれてきたところである。

さらに、近年においては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待されている。我々県民は、こうした役割が十分に発揮される環境を整備し、循環型社会の形成を目指していかなければならない。

しかしながら、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、経済的な価値の発揮が期待される時期に来ているものの、長引く木材価格の低迷は林業生産活動の停滞を招き、そのため中山間地域から林業労働者が減少し、過疎化や高齢化を招くなど、林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、間伐をはじめとする適正な手入れや皆伐後の造林などの森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害の発生が懸念される状況となっている。

そのため、本県では、森林の保全と中山間地域の活性化とを図るため、様々な取組を進めてきたが、さらに、本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高めることが求められている。

こうした取組を通じて、再造林など森林管理の促進と県産木材の生産、加工、流通及び需要の拡大による経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、豊かな自然に囲まれた県土を保全し、森林がもたらす多くの自然的、経済的恩恵を後世に継承していくため、林業関係者や行政はもとより県民が一体となって、本県の豊富な森林資源である県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。第12条第2号において同じ。）を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。
- (2) 森林が多面的機能を有するとともに再生可能な資源であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、森林の次世代への継承及び循環型社会の形成が図られること。
- (3) 県産木材の供給と利用が密接不可分の関係にあることに鑑み、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の促進が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、前条の県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念に基づき、県産木材の供給及び利用の促進が本県における経済の活性化及び森林の保全等に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第7条 森林所有者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるものとする。

2 森林所有者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第8条 林業事業者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第9条 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県産木材の多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）等の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

2 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第10条 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

2 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画

（基本計画の策定）

第11条 知事は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項
 - （2） 県産木材の供給及び利用の目標
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第3章 県産木材に関する施策

第1節 県産木材の供給の促進

（県産木材の供給の促進のための措置）

第12条 県は、県産木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1） 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- （2） 県産木材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。

（3） 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。

第2節 県産木材の利用の促進

（県産木材の利用の促進のための措置）

第13条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1） 建築物、公共土木施設その他の工作物（次条において「建築物等」という。）及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関すること。
- （2） 直交集成板、合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産木材の有効利用に関すること。
- （3） 県産木材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- （4） 県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関すること。
- （5） 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- （6） 県産木材の国内外への販路の拡大に関すること。

（県の建築物等における県産木材の利用等）

第14条 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、知事が別に定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産木材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

（県産木材利用推進月間）

第15条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、10月とする。

3 県は、県産木材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（表彰）

第16条 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の表彰を行うよう努めるものとする。

第3節 県産木材の好循環

（県産木材の好循環の創出）

第17条 県は、第12条から前条までの規定による施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材の好循環を創出し、森林所有者その他県産木材に関わる者の持続可能な事業経営を図るよう努めるものとする。

（情報の提供）

第18条 県は、県産木材及び県産木材を利用した製品の安定的な供給並びに建築物における県産木材の利用の推進に資するため、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者に対する県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

（普及啓発）

第19条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産木材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、県民等が県産木材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。
- 3 県は、木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進に努めるものとする。

（体制の整備）

第20条 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、各産業の効果的な連携体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産木材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。

第4章 雑則

（財政上の措置）

第21条 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

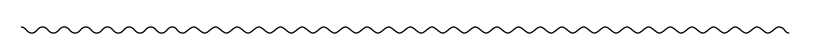
（施策の実施状況の公表）

第22条 知事は、毎年、県産木材の供給及び利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県産木材の供給及び利用の促進に関する県の計画であって、県産木材の供給又は利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためであるものは、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。



高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

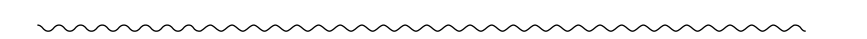
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例

に関する条例の廃止）

- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成28年高知県条例第4号）は、廃止する。



高知県債権管理条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

高知県債権管理条例

（目的）

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する県の歳入に係る債権（以下この条において「公債権」という。）のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (4) 私債権 県の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（知事等の責務）

第4条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。

- 2 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、県の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（台帳の整備）

第5条 知事等は、県の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

（督促）

第6条 知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第7条 知事等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、これを行わなければならない。

（強制執行等）

第8条 知事等は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定に基づき履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

2 知事等は、前項第3号に規定する訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする。

（履行期限の繰上げ）

第9条 知事等は、県の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第10条 知事等は、県の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、県の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第11条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第12条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第13条 知事等は、前条の規定に基づき債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。

- (3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていない

ものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) 債務者の所在が不明であるとき。

(報告)

第15条 知事は、前条各項の規定に基づき非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県国民健康保険運営協議会条例

(設置等)

第1条 この条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、高知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行す

る。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

高知県子ども食堂支援基金条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県子ども食堂支援基金条例

(設置)

第1条 子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所となり、親や子どもたちが地域とつながる場としての機能を有する子ども食堂の活動を県内全域に広めるとともに、運営の継続を支援していくため、高知県子ども食堂支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。
第9条第2項中「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」に改める。

第27条第6項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第29条第1項並びに第32条第1項第1号及び第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第25項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

高知県部設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県部設置条例等の一部を改正する条例

（高知県部設置条例の一部改正）

第1条 高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「第158条第1項」を「第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項」に、「文化生活部、産業振興推進部」を「文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部」に改め、本則第1号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 情報化の推進に関する事項

本則第5号中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改め、同号オを削り、同号カを同号オとし、同号に次のように加える。

カ スポーツ振興に関する事項

本則第6号ウを削る。
本則第12号を本則第13号とし、本則第7号から本則第11号までを1号ずつ繰り下げ、本則第6号の次に次の1号を加える。

（7） 中山間振興・交通部

ア 中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項

イ 公共交通その他運輸に関する事項

（高知県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第2条 高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事」を「知事又は高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第4条中「教育委員会が知事の」を「知事が教育委員会の」に改め、同条第1号中「学校体育又はスポーツ」を「スポーツ又は学校体育」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第2項ただし書及び第15条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第18条、第19条、第20条第1項及び第21条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第2項ただし書及び第15条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第18条、第19条、第20条第1項及び第21条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第3条ただし書、第4条第2項及び第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項ただし書及び第17条第5号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第18条中「、教育委員会規則を」、「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第19条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第20条、第21条、第22条第1項及び第23条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第25条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の高知県設置条例本則第5号カに規定する事項に係る事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正）

3 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高知県文化生活部」を「高知県文化生活スポーツ部」に改める。

（高知県いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正）

4 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第33条中「高知県文化生活部」を「高知県文化生活スポーツ部」に改める。



職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

（1）育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「を減じた」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた」に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当

該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者(次条第4項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に、「その子」を「その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第9条の2第1項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改め、「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

第9条の2第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「、要介護者」を「、第16条第1項に規定する要介護者」に、「)が、人事委員会規則の」を「)が、人事委員会規則で」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。))のある職員が、人事委員会規則の」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で」に、「、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者(」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1項を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「子のある」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。))のある」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

第9条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「子のある職員(」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。))のある職員(」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。))」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは

「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（）」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、公立学校職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（次条第4項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第9条の2第1項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改め、同条第3

項を削り、同条第2項中「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 本部長は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第9条の2第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に、「、要介護者」を「、第16条第1項に規定する要介護者」に、「（）」が、「人事委員会規則の」を「（）」が、「人事委員会規則で」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で」に、「、「深夜」を「、第1項中「深夜」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（）」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、本部長が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の間は、警察職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、「人事委員会規則の」を「人事委員会規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 第3条の規定による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 4 第4条の規定による改正前の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、本部長は、人事委員会規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

~~~~~

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第10号

##### 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 知事は、毎年度予算の範囲内で、第1項各号に掲げる全ての要件を備え、かつ、医師養成奨学貸付金の貸与を受けている者であって特定科目加算貸付金の貸与を受けていないものの中から選考の上、特定科目加算貸付金を貸与する者を決定することができる。

第7条に次の1項を加える。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、特定科目加算貸付金の貸与を受けている者から申請があったときは、特定科目加算貸付金の貸与を取り消すものとする。
- 第8条第1項中「前条」を「前条第1項若しくは第2項」に、「貸付金を」を「貸付金（同項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を取り消された場合にあっては、当該特定科目加算貸付金に限る。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、次条第3項の規定に基づき貸付金の償還を猶予した期間については、利息を

付さないものとする。

第9条第1項中「第7条の規定に基づき貸与」を「第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸与」に改め、同項第1号ア中「第7条」を「第7条第1項若しくは第2項」に改め、同号オ中「に係る借受者」を削り、同項第2号ア及び第3号ア中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「前項に規定するもの」を「第1項及び前2項に規定する場合」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項各号（第1号ア及びイを除く。）の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をしたときは、当該期間（使用者が就業規則等により産前産後の休業として認めた期間を含む。次条第2項において「産前産後休業期間」という。）については、継続して研修を受け、業務に従事している期間とみなす。

3 知事は、第1項各号（第1号ア及びイを除く。）の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業をしたときは、規則で定めるところにより、当該期間（同法の規定の適用を受けない者にあつてはこれに準ずる期間とし、事業主が就業規則等により育児休業として認めた期間を含む。）について、貸付金の償還を猶予することができる。

4 知事は、第1項第1号の規定により医師養成奨学貸付金の償還の猶予を受けている特定科目加算貸付金に係る借受者が、同号に規定する特定科目加算貸付金に係る償還の猶予の要件を満たさなくなり、かつ、修学貸付金に係る償還の猶予の要件を満たしているときは、当該借受者に係る特定科目加算貸付金を償還させ、及び修学貸付金の償還を猶予することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは、「特定科目加算貸付金」とする。

第10条第1項第1号イ中「特定科目加算貸付金に係る借受者」を「特定科目加算貸付金」に改め、同項第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 特定科目加算貸付金に係る借受者について第1項第1号、第2項又は前項の規定を適用する場合においては、当該借受者に係る修学貸付金及び特定科目加算貸付金のそれぞれについて貸付金の償還の免除を判定するものとする。

第10条第2項中「第2項（知事が特に認める理由による場合に限る。）」を「第3項から第5項（知事が特に認める理由による場合に限る。）まで」に、「特定科目後期臨床研修を受けることをやめたとき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において医師の業務（医師養成奨学貸付金の特定科目加算貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては、指定特定診療科目の医師の業務）に従事しなくなった」を「当該各項に規定する貸付金の猶予の要件を満たさなくなった」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号ア(ア)から(エ)まで、イ(ア)から(エ)まで、ウ(ア)から(エ)まで及びエ(ア)から(エ)まで、第2号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び(イ)、ウ(ア)及び(イ)、エ(ア)及び(イ)並びにオ(ア)及び(イ)並びに第3号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)及び(イ)に規定する初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨床研修を受けた期間（同項第1号ア(ウ)及びイ(ウ)に規定する県内指定支援医療機関以外の医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除く。）又は医師の業務に従事した期間（同項第1号イ(ウ)及びウ(ウ)に規定する特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関



である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除く。）において産前産後休業期間がある借受者にあつては、当該産前産後休業期間を当該各規定の初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨床研修を受けた期間又は医師の業務に従事した期間とみなす。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成39年3月31日」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例第8条第3項ただし書の規定は、施行日以後における育児休業に係る期間（新条例第9条第3項に規定する期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前における育児休業に係る期間については、適用しない。
- 4 新条例第9条第2項の規定は、施行日前における産前産後休業期間（同項に規定する産前産後休業期間をいう。）についても適用する。

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第11号**

**高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例**

高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第12号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、知事」を「知事に」、「市町村」を「市町村が処理することとすること及び同法第291条の2第2項の規定に基づき県の執行機関の権限に属する事務のうち県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合」に改める。

第2条の見出し中「市町村」を「市町村又は広域連合」に改め、同条中「市町村が」を「市町村又は広域連合が」に改め、同条の表中

|    |     |
|----|-----|
| 事務 | 市町村 |
|----|-----|

を

|    |           |
|----|-----------|
| 事務 | 市町村又は広域連合 |
|----|-----------|

に、

|                                                                                                                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 33 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務のうち、同法第6条第1項の規定による指定難病の患者又はその保護者からの支給認定の申請の受理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条第2項ただし書の規定に基づく申請書の添付書類により証明すべき事実の公簿等による確認を除く。） | 高知市 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

を

|                                                                                                                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 33 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務のうち、同法第6条第1項の規定による指定難病の患者又はその保護者からの支給認定の申請の受理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条第2項ただし書の規定に基づく申請書の添付書類により証明すべき事実の公簿等による確認を除く。） | 高知市 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 34 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に基づく事務のうち、自立支援医療費（政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る法第53条第1項の規定による支給認定の申請、法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請及び政令第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出に伴う所得の状況に関する事項その他負担上限月額（政令第35条に規定する負担上限月額をいう。）の算定のために必要な事項の確認 | 各市町村、中芸広域連合 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|

に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第13号

##### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項中「第79条において」を「以下」に改め、同項第1号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第79条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

**第79条の2** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において読み替えて準用する第28条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する

必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第80条中「から第52条まで」を「、第51条、第52条」に改める。

第81条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第83条中「から第52条まで」を「、第51条、第52条」に、「及び第79条（第1項を除く。）」を「、第79条（第1項を除く。）及び第79条の2」に、「指定児童発達支援の」を「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定放課後等デイサービスの」に、「読み替える」を「、第79条の2第3項中「次条」とあるのは「第83条」と読み替える」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている指定放課後等デイサービス事業所（この条例による改正前の高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第75条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2章第4節第5款に規定する基準該当通所支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所（旧条例第81条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）に置くべき従業者及びその員数については、新条例第81条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第14号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第1条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第183条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第184条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第184条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第188条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

**第188条の2** 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第184条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

第189条中「から第97条まで」を「から第93条まで、第95条から第97条まで」に、「第189条において読み替えて準用する第94条」を「第188条の2」に、「第94条中「第97条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」とを「第97条中「運営規程」とあるのは「第188条の2に規定する運営規程」と、「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と」に改める。

（高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第74条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

**第74条の2** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 利用定員
  - (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
  - (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第82条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  - (7) 通常の事業の実施地域
  - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (9) 緊急時等における対応方法
  - (10) 非常災害対策
  - (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
  - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- 第81条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第82条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第87条中「、第39条」を削る。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第15号**

**高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資料」を「資料等（以下「資料等」という。）」に、「保管し、及び展示す

る」を「保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用する」に、「顕彰する」を「顕彰するとともに、県民文化の振興及び観光振興に寄与するため、」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第19条各号に掲げる書類の提出を求め、第20条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

第3条中「記念館」を「記念館の休館日」に、「の間は、休館する」を「とする」に改め、同条ただし書中「これを」を「休館日を」に、「休館する」を「休館日を定める」に改める。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第23条中「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「次に掲げる場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同条第1号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第2号中「第18条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とする。

第19条ただし書中「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第1号中「利用者及び観覧者の利用状況」を「観覧者及び利用者の利用等の状況」に改め、同条を第21条とする。

第18条第1項第4号中「坂本龍馬に関する資料を収集し、保管し、及び展示することで、坂本龍馬の業績を顕彰する」を「記念館の設置の目的を達成する」に改め、同項に次の1号を加え、同条を第20条とする。

(5) 記念館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

第17条を第19条とする。

第16条第1号中「資料の撮影等の許可等、第5条の2に規定する写真等の撮影の許可等、第7条に規定する許可の取消し等その他の資料の撮影等又は写真等の撮影」を「施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第9条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影又は資料等の撮影等」に改め、同条第2号中「第9条」を「第11条」に、「第11条」を「第13条」に、「第12条」を「第14条」に改め、同条第3号中「資料」を「資料等」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第18条とする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

第15条中「資料」を「資料等」に、「亡失した」を「滅失した」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「第8条本文」を「第10条本文」に、「第10条」を「第12条」に、「利用料金」を「(第13条の規定に基づき減額したときを含む。)利用料金」に、「入館料」を「(同条第4項において読み替えて準用する第13条の規定に基づき減額したときを含む。)観覧料」に、「入館料」を「を観覧料」に改め、同条を第16条とする。

第13条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条第1項中「第8条本文」を「第10条本文」に、「入館料」を「観覧料」に改め、同条第2項中「入館料の額は」を「観覧料の額は」に、「通常の展示」を「常設展」に改め、同項ただし書中「特別の展示に係る入館料」を「企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の観覧料」に改め、同条第3項中「別表第2」を「別表第2に定める基準額及び別表第3」に、「消費税法」を「それぞれ消費税法」に、「及び」を「並びに」に、「当該基準額」を「、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞ

れ」に、「で定める」を「で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改め、同条第4項中「入館料」を「観覧料」に、「第11条中「指定管理者」を「第13条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」に、「「知事」を「「知事は、特に必要があると」に、「ただし、指定管理者」を「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」に、「ただし、知事」を「知事が特別の理由があると」に改め、同条を第15条とする。

第12条ただし書中「特別な理由がある」を「あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当する」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「特に必要がある」を「あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当する」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「通常の展示」を「常設展」に、「及び別表第2」を「、別表第2に定める基準額及び別表第3」に改め、同項ただし書中「特別の展示」を「企画展」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条中「資料」を「資料等」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第10条」を「第12条」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「、第5条第1項若しくは第5条の2」を「、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項」に、「利用を」を「利用等を」に、「又は許可」を「又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可」に改め、同項第2号中「許可」を「第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可」に改め、同項第3号中「若しくは第5条の2」を「、第6条第1項若しくは第7条第1項」に改め、同項第4号中「(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)」を削り、同条を第9条とする。

第6条中「又は前条」を「、第6条第1項又は前条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第5条の2を削る。

第5条の見出し中「資料」を「資料等」に改め、同条第1項中「資料」を「資料等」に改め、「(記念館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項並びに次条及び第7条において同じ。)」を削り、同条第2項中「資料」を「資料等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 指定管理者は、第1項の許可に記念館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(施設の利用の許可等)

**第5条** 記念館のホール又は企画展示室(これらの附属設備を含む。以下「利用施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(記念館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条、次条、第7条及び第9条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 利用の目的が記念館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規

定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

- (4) 記念館の管理上支障があると認めるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適當であると認めるとき。
- 3 記念館の企画展示室については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の許可に記念館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影の許可等)

**第6条** 記念館において業として写真又は映画を撮影しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に記念館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
別表第1中「(第10条、第13条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に、「通常の展示」を「常設展」に、「390円」を「460円」に改める。

別表第2中「(第10条、第13条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に改め、同表資料の撮影、複写、模写、模造等(営利を目的とするものに限る。)の項を削り、同表中

|             |       |              |
|-------------|-------|--------------|
| 業として行う映画の撮影 | 撮影機1台 | 1時間につき1,720円 |
|-------------|-------|--------------|

を

|                                  |       |              |
|----------------------------------|-------|--------------|
| 業として行う映画の撮影                      | 撮影機1台 | 1時間につき1,720円 |
| 資料等の撮影、複写、模写、模造等(営利を目的とするものに限る。) | 1点    | 4,910円       |

に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考 1 写真の撮影の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

**別表第2** (第12条、第15条関係)

1 ホールに係る基準額

| 区分  | 基準額    |         |                 |
|-----|--------|---------|-----------------|
|     | 基本利用料金 |         | 時間外利用料金(1時間につき) |
|     | 午前     | 午後      |                 |
| ホール | 9,000円 | 15,000円 | 3,000円          |

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間をいう。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

2 企画展示室に係る基準額

| 区分    | 基準額                  |                 |
|-------|----------------------|-----------------|
|       | 基本利用料金(午前9時から午後5時まで) | 時間外利用料金(1時間につき) |
| 企画展示室 | 18,900円              | 2,360円          |

- 備考 1 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 3 附属設備に係る基準額

|         |
|---------|
| 規則で定める額 |
|---------|

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- この条例による改正後の高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第12条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第12条、第13条及び第14条ただし書の規定の例により行うことができる。  
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表64の項中「入館料」を「観覧料」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

~~~~~

高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号**高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項中「公告は、高知県公報に登載してこれを行う」を「公告又はインターネットの利用による公表は、高知県のホームページにより公表する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、天災その他やむを得ない事由によりホームページにより公表することができないときは、規則で定める方法により、これに代えることができる。

第11条第1項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改める。

第13条第1項中「3年間」を「5年間」に改める。

第26条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削る。

第27条第2項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出を行うとき」を削り、「、前条第3項又は第4項」を「、遅滞なく、前条第3項」に改め、同条第3項を削る。

第28条第1項中「若しくは第4項」を削り、「3年間」を「5年間」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第30条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「の仮認定」を「の特例認定」に、「、同条第2項中「法第54条第2項各号」を「、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「法第54条第2項各号」を「、「同条第4項中「次条第2項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する次条第2項」とを「、「5年間」とあるのは「3年間」と、「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第3項中「5年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第60条の有効期間の満了の日」とに改め、「又は第4項」を削り、「、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて

適用する前項」とを「、「5年間」とあるのは「3年間」とに改め、「若しくは第4項」を削り、「、同条第2項中「前項」を「、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「前項」に改める。

第31条第3項を次のように改める。

- 法第63条第2項の認定について法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項及び第3項、第59条並びに法第62条において読み替えて準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定の適用を受ける場合における第26条第1項の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第26条第1項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「5年間」とあるのは「3年間」とする。

第33条中「（第31条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第31条第2項」を「並びに第31条第2項及び第3項」に、「第26条第2項から第4項まで」を「第26条第2項及び第3項」に、「法第54条第5項」を「法第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第17号****高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例**

第1条中「林業に」を「林業等に」に、「高知県立林業学校（以下「林業学校」を「高知県立林業大学校（以下「林業大学校」に改める。

第2条中「林業学校」を「林業大学校」に、「林業に」を「林業等に」に、「基礎課程」を「基礎課程、専攻課程」に改める。

第3条中「林業学校」を「林業大学校」に改める。

第4条中「林業学校」を「林業大学校」に、「基礎課程」を「基礎課程及び専攻課程」に改める。

第7条から第9条までの規定中「林業学校」を「林業大学校」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正前の高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知県立林業学校は、この条例による改正後の高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知県立林業大学校として存続するものと

する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
別表87の項中「高知県立林業学校の研修料」を「高知県立林業大学の研修料」に、  
「高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例」を「高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例」に改める。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第18号**

**高知県立都市公園条例の一部を改正する条例**

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
別表第5の4の(15)の表中

|       |        |      |
|-------|--------|------|
| 冷暖房設備 | 1設備1時間 | 210円 |
|-------|--------|------|

を「

|       |          |        |         |
|-------|----------|--------|---------|
| 冷暖房設備 | 会議室      | 1設備1時間 | 210円    |
|       | 体育館大アリーナ | 1時間    | 17,820円 |

に改め、同表の5の(7)の表を次のように改める。

| 区分          |                |       | 利用料      |          |          |                |        |
|-------------|----------------|-------|----------|----------|----------|----------------|--------|
|             |                |       | 基本利用料    |          |          | 時間外利用料(1時間につき) |        |
|             |                |       | 午前       | 午後       | 全日       |                |        |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      | 全面    | 36,990円  | 44,370円  | 73,940円  | 12,960円        |        |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの | 全面    | 219,370円 | 263,210円 | 438,690円 | 76,790円        |        |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 全面       | 4,110円   | 4,930円   | 8,220円         | 1,440円 |
|             |                |       | 1/4面     | 1,030円   | 1,240円   | 2,060円         | 360円   |
|             |                |       | 1/10面    | 420円     | 500円     | 830円           | 150円   |
|             | その他の者          | 全面    | 8,220円   | 9,860円   | 16,430円  | 2,880円         |        |
|             |                | 1/4面  | 2,060円   | 2,470円   | 4,110円   | 720円           |        |
|             |                | 1/10面 | 830円     | 990円     | 1,650円   | 290円           |        |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの | 全面    | 41,080円  | 49,290円  | 82,150円  | 14,380円        |        |
|             |                | 1/4面  | 10,270円  | 12,330円  | 20,540円  | 3,600円         |        |
|             |                | 1/10面 | 4,110円   | 4,930円   | 8,220円   | 1,440円         |        |

**附 則**

この条例は、平成29年5月1日から施行する。ただし、別表第5の5の(7)の表の改正規定は、同年7月1日から施行する。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第55条の4第1項の表1の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第54条第1項第1号に掲げる基準への適合に係る技術的審査の結果」を「当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書として知事が別に定めるもの」に、「適合証」を「適合証等」に、

i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。	247,000円
ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。	393,000円
iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。	557,000円
iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。	681,000円
v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。	803,000円
vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。	916,000円
(エ) 非住宅建築物に係るもの	床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額

を
「」

i 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外による場合

(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。	247,000円
(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。	393,000円
(iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。	557,000円
(iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。	681,000円
(v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。	803,000円
(vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。	916,000円
ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合	
(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。	97,000円
(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平	162,000円

<p>方メートル以内のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 (v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 (エ) 非住宅建築物に係るもの a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外による場合 b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p>	<p>262,000円 342,000円 411,000円 482,000円</p>	<p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) i に定める額 床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) ii に定める額</p>	<p>を「</p>	<p>ル以内のとき。 v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 (エ) 非住宅建築物に係るもの i 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外による場合 (i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 (ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 (v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 ii 省令第10条第1号イ</p>	<p>401,500円 458,000円 123,500円 196,500円 278,500円 340,500円 401,500円 458,000円</p>	<p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) に定める額</p>
<p>に改め、同表の2の項中「適合証」を「適合証等」に、 「</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メー</p>	<p>123,500円 196,500円 278,500円 340,500円</p>					

<p>(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p> <p>(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>(iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>(iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p> <p>(v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>(vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外による場合</p> <p>b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p>	<p>48,500円</p> <p>81,000円</p> <p>131,000円</p> <p>171,000円</p> <p>205,500円</p> <p>241,000円</p>	<p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) i に定める額</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) ii に定める額</p>	<p>「建設住宅性能評価書」という。)」を削り、「適合証及び建設住宅性能評価書」を「適合証等」に、「第1条第1項第1号イに掲げる基準」を「第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外」に、「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外」に改め、同項を同表6の項とし、同表2の項中「当該変更の認定の申請を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請とみなした場合における1の項」を「当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画について4の項」に改め、同表2の項を同表5の項とし、同表1の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第30条第1項第1号に掲げる基準への適合に係る技術的審査の結果(以下1の項において「適合証」を「当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書として知事が別に定めるもの(以下4の項において「適合証等」に改め、「又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この表において「設計住宅性能評価書」という。))及び「(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。))」を削り、「同項」を「法第11条第1項」に、「1の項ア(ウ) a」を「4の項ア(ウ) a」に、「適合証及び設計住宅性能評価書」を「適合証等」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(同号に規定する非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、ロ(2)に掲げる基準。以下この表において同じ。)以外」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に、「1の項イ(ウ) a」を「4の項イ(ウ) a」に、「省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次の3項を加える。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 861 1612 1452"> <p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積(増築又</p> </td> <td data-bbox="1612 861 1803 1452"> <p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> </td> <td data-bbox="1803 861 2027 1452"> <p>48,000円</p> </td> </tr> </table>	<p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積(増築又</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>48,000円</p>
<p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積(増築又</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>48,000円</p>					

に改める。

第55条の7第1項の表3の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る技術的審査の結果(以下この表において「適合証」を「当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨が確認できる図書として知事が別に定めるもの(以下この表において「適合証等」に改め、「又は同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(以下この表において

<p>は改築にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>イ 不算定部分以外の非住宅部分を有しない建築物に係るもの</p> <p>ウ ア及びイ以外の建築物に係るもの</p> <p>(ア) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>113,000円</p> <p>167,000円</p> <p>207,000円</p> <p>256,000円</p> <p>42,000円</p> <p>106,000円</p> <p>159,000円</p> <p>198,000円</p> <p>245,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれア(イ)に定める額</p> <p>408,000円</p> <p>582,000円</p>		<p>方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>717,000円</p> <p>848,000円</p> <p>967,000円</p> <p>162,000円</p> <p>262,000円</p> <p>342,000円</p> <p>411,000円</p> <p>482,000円</p>	<p>2 法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p> <p>3 法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付(改めて建築物のエネルギー消費性能に係る計算を要する場合に限る。)</p>	<p>当該変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について1の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>当該変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について1の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
--	--	--	---	---	---	---

第55条の7第2項中「手数料を」を「表4の項から6の項に定める手数料を」に改め

る。
 第59条及び第60条中「を除く」を「並びに第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち同条第1項の表1の項から3の項までに規定する手数料を除く」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例第55条の4及び第55条の7の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「442人」を「444人」に、「458人」を「460人」に、「473人」を「476人」に、「1,604人」を「1,611人」に、「1,918人」を「1,925人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例

高知県宅地建物取引業審議会条例（昭和47年高知県条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。